

日時 令和3年10月26日(火) 11時00分～11時45分  
場所 朝日町役場 第2・3会議室  
出席者委員 鈴木浩幸、渡辺武、酒井通裕、阪野正義、細谷秀明、富樫清志、(清野和幸代理)遠藤(敬称略)  
事務局 三浦総務課長、安達課長補佐、菅井危機管理係長、鈴木主事

1.開会 三浦総務課長

2.あいさつ 鈴木町長

### 3.議事

(1) 特定空家等の措置の要否について

(2) その他

#### 協議内容

(1)特定空家等の判断について 安達課長補佐説明

鈴木町長 事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

酒井委員 質問です、2点あります。物置が倒壊の恐れというのはよくわかりましたが、物置が1棟だけポツンとあるんでしょうかね。それ以外に居宅とかあったりしますか。

安達補佐 住所内に居宅がございます。資料にも記載がございます。

酒井委員 もう一つ、居宅についても相続はしないということで判断してよろしいでしょうか。居宅及び土地とも両方。

鈴木町長 事務局どうぞ。

安達補佐 すべて土地・建物相続放棄されているということでございます。

酒井委員 わかりました、ありがとうございます。一部放棄というのはできないので、全部放棄なら問題ないと思います。

鈴木町長 その他、ありませんか。ないようでしたら、この度の特定空家等に対する措置が必要であるということで、ご異議ありませんか。

(異議なし)

鈴木町長 異議なしと認め、特定空家等に対する措置が必要であると判断することに決定いたしました。

#### (2)その他

鈴木町長 せっかくの機会でございますので委員の皆様より何かございませんでしょうか。

酒井委員 そうですね、このような危険な建物というのは、たまたま相続人の放棄申述受理というのをいただきましてので、スムーズだったかと思うのですが、相続人間同士のトラブルによって延びる可能性もありますよね。

そうなりますと、実際に間に合わなくて崩れてしまう場合もあるかと思っておりますので、このような場合は要件をもう少し緩やかにして、調査機関が余裕を取れるような方向を今後考えてもいいんじゃないかと思っております。

鈴木町長 はい、ありがとうございます。事務局。

安達補佐 ただいまのお話でございますが、朝日町空家等の適正管理に関する条例の第7条の2に緊急措置というものを設けてございますので、本当に危険を及ぼす場合についてはそちらの方でこれまでも対応させていただいておりますので、簡潔に、スムーズに進まないといった場合については、そういったことも視野に入れながら対応してまいりたいと思います。

酒井委員 ありがとうございます。

鈴木町長 その他、ございませんか。

富樫委員 はい、この会議初めてですので、不躰な質問になると思いますが、今回は略式代執行ということで、所有者が特定できないことが前提にあるわけで、解体に経費かかるわけですがけれども、経費の請求はできないという前提のもとに行政でやるという風になるわけですか。

安達補佐 委員おっしゃる通り誰もいないということですので、町の方の予算でということになります。ただ、1か月の事前の公告をさせていただきますけれども、関係者誰か出てきた場合には、略式の前にその方に対応してもらうことに

なります。また、解体後に、例えばその方が明らかになったとすれば、その方に請求させてもらうことになります。今回は誰もいないということで、判断させてもらっているところでございます。また、相続管理人制度ということで、解体後についても、その家庭裁判所の方に弁護士の方を立てまして、100万円くらい予納金を納めまして土地を売却できる見込みがあれば売却することもできます。ただ、朝日町においては開発という部分では乏しいところもございまして予納金を納めてまでも土地を売却をすることはなかなか厳しい、弁護士の方の費用も掛かってきますので、相対的に見て判断をするということになりますけれども、そういった制度もあるとあるということでございます。

**富樫委員** わかりましたけれども、今回は所有者が出てきていないということで、仮に所有者が出てきたという話でなくて、基本的に行政のスタンスとして、周辺に道路があつていろいろと財産に対する影響が大きいなど、判断というか積極的にやっつていのか、それともやむなしというところが判断・基準になってくる。倒壊の危険性が高いものが、結構町内にあると思うんです。これまでの経過はあつたと思うんですが、第三者に影響があるんだつていうそこを明確にして措置をしていくというスタンスなのか。

**安達補佐** 資料をご覧いただきたいんですけども、これまで特定空家等の認定をさせていただいて、助言・指導ということでは進めさせていただいております。実際はなかなか対応してもらえないというのが現状でございますけれども、町としては2回程度ご本人の方に通知を差し上げているところでございます。街中ですとか、子供の通学路とかそういったものが近いところの建物でございますと、当然危険性が高いという判断もできますし、山手の方に行けば、被害はないだろうという風なことで、そういった判断をせざるを得ないかと思ひます。町としまして、限られた予算でございますので、すべて解体をするということもできませんし、当然所有者の方が第1義的に解体をしていただく町としても補助金の制度を設けているところでございます。今どうしても対応しなければならない案件については、先ほどご可決いただいたもの以外に、宮宿地内に1件ございまして、こちらにつきましても助言・指導、あるいはお宅の方に話をするために訪問したところですが、本人と会えていない状況でございます。こちらについても、ご本人に会えないということもあり、相続人の方現在家庭裁判所の方に申請をして調べているところでございます。それらがわかり次第、次の手を打つしかないのかなということで、勧告と、最終的には略式代執行と、所有者が確定していますので、今回と違う方法で対応していくということで、町としても危険度の高いものについては、こういったことを進めていくのもやむを得ないかなと。ただ、粘り強く所有者の方から解体をしてもらうという方向性をもっていきたいという風に思っております。

**鈴木町長** よろしいでしょうか。その他ございませんか。ないようですので、議事の方は終了したいと思います。ご意見等誠にありがとうございました。

**三浦課長** 慎重なご審議いただきまして、誠にありがとうございます。町としても略式代執行というのは初めてのケースでございますので、法に則った形できちんと進めていきたいところですが、町の予算も伴いますので、議会の方にも丁寧に説明を申し上げて、了解を得てそれから実施ということで進めていきたいと思っておりますので、今後とも委員の皆さまにはよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは以上を持ちまして、空家等対策協議会を閉会いたします、ありがとうございました。